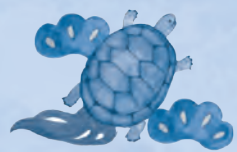


敬老の日～いつまでもお元気で～



敬老の日を迎えるにあたり、ご長寿のお祝いを申し上げます。

今日の東松山市を築いてくださった皆様の、長年にわたるご尽力に、深く敬意を表し、感謝申し上げます。皆様がこれまで培われてきた豊かな経験と知識は、地域にとってかけがえのない宝であり、次世代へ受け継がれていく大切な財産です。

市では、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日常生活を支える仕組みの充実や「健康寿命を延ばす」健康づくり事業を推進するとともに、市民・地域・行政が一体となって支え合えるまちを築き、皆様がともに歩んでいただけるよう、市政を進めてまいります。皆様におかれましては、地域の発展のために、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様がいつまでも健康で心豊かな日々をお過ごしになれますようご祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

東松山市長 松坂 喜浩



市政情報

9月の納税

□国民健康保険税(第3期)

納期限は9月30日(水)です。□座振替の場合も、振替日が9月30日(水)になりますので、利用する人は前日までに残高をご確認ください。

□夜間納税相談窓口(事前予約制)

日中来庁できない人のための納税相談を行います。また、納付も受け付けます。9月30日の窓口を利用する場合は、9月24日(木)の午後5時15分までに予約をお願いします。

日9月30日(水)、10月30日(金)午後5時15分～7時

場・問収税課

☎21-1409☎23-2238

市民意識調査

市民の皆さんから市政に対する意見を幅広く把握し、これからのまちづくりに役立てるための調査です。

市内在住の18歳以上から対象者を無作為に選び、9月中旬に調査票を送付します。届いた人は、調査票にご自身の意見を記入し、同封の返信用封筒に入れて返信又はインターネットから回答してください。ご協力をお願いします。

問広報広聴課

☎21-1410☎22-5516

☎ご協力をお願いします



有害鳥獣の被害にあったら

アライグマやハクビシンなどの有害鳥獣による農作物や家屋の被害に困っている人は、各担当課までご相談ください。

アライグマやハクビシンは凶暴で鋭い歯や爪を持っています。病原菌等を持っている可能性もありますので、近づかないでください。

※わなの設置や捕獲には許可や免許などが必要です。

問【農業被害】農業振興課

☎21-1400☎23-7700

【家屋被害】環境政策課

☎63-5006☎23-7700



市HP

秋の全国交通安全運動

スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

日9月21日(祝)～30日(水)

全国重点目標

- ・歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- ・夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- ・自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

県重点目標

- ・高齢者と自転車の交通事故防止
- ・生活道路における速度抑制対策の推進

問地域支援課

☎21-1435☎22-7799

家庭用インクカートリッジ・スマートフォンの回収

□インクカートリッジ回収

市では「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加しています。これはプリンターメーカーが共同で運営するプロジェクトで、使用済みインクカートリッジを回収し、再資源化することで、ごみの減量や資源循環型社会の形成を目的としています。

回収対象製品 ブラザー、キヤノン、エプソン、日本HP4社の家庭用純正インクカートリッジ

□スマートフォン回収

市では環境省主催の「アフターメダルプロジェクト」に参加しています。使わなくなった携帯電話・スマートフォンを市が回収し、小型家電リサイクル法認定事業者に引き渡します。認定事業者から「スペシャルオリンピックス日本」へ、回収台数に応じた寄附を行い、知的障害のある人のスポーツ活動に充てられます。

回収対象品 携帯電話・スマートフォン

※タブレットやパソコンは対象外

■共通事項

回収箱設置場所 市役所本庁舎1階受付

問廃棄物対策課☎21-1401☎23-7700



市HP(インクカートリッジ)



市HP(スマートフォン)



消費者トラブル
に注意

訪問購入のトラブルに注意

曖昧な態度は禁物!売らないときはキッパリ断ろう

【事例】

高齢の母が不用品を買い取るという業者から「近所を回っている」との電話を受け、靴数足を売ることにした。その後、自宅近くまで来たと再度、業者から母に電話があり、貴金属の話をしていた。切電後、母に貴金属を売るのか聞くと「売らない」とは言っていたものの、やって来た買取業者に指輪とネックレスを見せ、結局買い取られてしまった様子を見ていた私は不審に思い「買い取りは不用品だけのはずだ」と言うと「貴金属のことは事前に話した」と拒まれた。

「不用品を買い取るというので家に来てもらったところ、強引に貴金属等を買収取られてしまった」など、自宅で物品を買い取ってもらう際の「訪問購入」に関する相談が、特に高齢者を中心に多く寄せられています。

買取業者は、飛び込み勧誘や何を買収取するのか明確でない勧誘をすることは特定商取引法で禁止されています。ただし、訪問前に買い取りたい物についての勧誘を消費者が了承していれば法律違反にはなりません。

消費者が曖昧な返事をする、後からトラブルになる恐れがあります。

また、消費者に売るつもりがなくても、悪質な買取業者は「鑑定してあげる」などの口実を用いたりして貴金属を出させ、一度でも物品を見せてしまうと強引に買い取るケースも散見されます。

【消費者へのアドバイス】

- 買取業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 売却する意思がない場合は、キッパリ断りましょう。
- 売却する意思のない物品(貴金属)は見せないようにしましょう。

売却する場合

- 訪問購入では事業者の連絡先や購入物品の種類、購入価格等を記載した法定書面の交付義務があります。必ず書面を受け取り、記載内容を確認しましょう。
- クーリング・オフ期間(法定書面受領から8日以内)は引き渡しを拒否できます。

「くらしの110番」

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。消費生活センターへの相談は、消費者ホットライン☎188

問人権市民相談課☎21-1414☎25-0160